

◎特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案新旧対照表
 ○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>[削る]</p>	<p>第五章の二 適性評価</p> <p>第二十四条の四 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二百二条の十八に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。</p> <p>各議院の議長は、適性評価の対象となる者（以下この項において「評価対象者」という。）について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>第二十四条の五 前条に定めるもののほか、適性評価の実施に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十七条 自衛隊法の一部を次のように改正する。</p> <p>「第四節 第五節」</p> <p>「第四節 服務（第五十二条―第六十五条） 第五節 予備自衛官等」</p> <p>を</p> <p>第一 第一 第二 第二 第三 第三 第六節 第六節</p> <p>服務（第五十二条―第六十五条） 退職管理</p> <p>款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四） 款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九） 款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三） 予備自衛官等</p> <p>に、「<u>第百二十六条</u>」を「<u>第百二十七条</u>」に改める。</p>	<p>第十七条 自衛隊法の一部を次のように改正する。</p> <p>「第四節 第五節」</p> <p>「第四節 服務（第五十二条―第六十五条） 第五節 予備自衛官等」</p> <p>を</p> <p>第一 第一 第二 第二 第三 第三 第六節 第六節</p> <p>服務（第五十二条―第六十五条） 退職管理</p> <p>款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四） 款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九） 款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三） 予備自衛官等</p> <p>に、「<u>第百二十五条</u>」を「<u>第百二十六条</u>」に改める。</p>

〔略〕

本則に次の一条を加える。

第百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕

〔略〕

本則に次の一条を加える。

第百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕